

足立納税貯蓄連合会 No154

足立税務署長・足立都税事務所長着任のごあいさつ
第65回定時総会報告・組合長会議開催
国税・都税・区税のお知らせ
会員リレー投稿 副会長・篠木公代



北千住から富士山の夕焼けを見る。東京から見えるのは1年間で95日程度。11月から3月が多く見られる。
半世紀前の7倍も見えるようになったとか。いつどこから見ても、日本一。

定時総会を終了して

会長 八木澤 秀夫



今年度も新型コロナウイルスの影響により、各種の事業が中止になるなど、組合運営に様々な支障をもたらしてきています。さらに世界的にも懸念されるウクライナ情勢がますます深刻になってきおり、我が日本にも多大な悪影響をもたらしてきております。

ております。

足立税務署をはじめ東京都足立都税事務所及び足立区の税務機関にはこのような状況下にも関わらず多大なご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

第66回定時総会は、昨年同様感染防止対策の為、資料送付による書面決議となり、会員の皆様の深いご理解とご協力により提出された議案すべて承認可決されました。

令和3年度の事業として、税務強力6団体とともにキャッシュレス納付共同推進宣言を行いました。国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行かなくても可能で、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です、当組合としても、広報を行うとともに、キャッシュレス納付の利用推進を行ってまいります。

さらに、国税庁では、規制改革実施計画を受け、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しています。一部証明書の交付は、パソコンからオンラインで請求することができるようになりました。当組合の税理士部会からも積極的に推進していきます。

また、中学生の「税についての作文」募集活動については、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした非常に重要な事業であり、管内18校の中学校の協力を賜り多数の応募を頂き、関係の皆様には深く感謝申し上げます。

今事業年度は、さらに税知識の普及と納税思想の高揚に務め並びに納連のPRの広報活動を行う予定です。広報事業である「納連だより」については、例年通り年2回の発行となっています。

更に、振替納税の一層の拡充と国税電子申告・納税(e-Tax)の普及並びに消費税滞納の未然防止活動を推進し、納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付の体制の確立、更に広く区民各層に働きかけ、税についての良き理解者、協力者の拡大に努めていきたいと存じます。

着任のご挨拶

足立税務署長 松井 史浩



秋涼の候、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

八木澤会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様方には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでいただき、特に金融機関と連携を図り、他の模範となるべき消費税積立預金等の商品化等により、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取組により、昨年度も足立税務署管内18の中学校から多数の応募があり、今後においても、皆様方と力を合わせて作文募集事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、昨年は、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、貴連合会におかれましては、キャッシュレス納付共同推進宣言をしていただきました。国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利になっておりますので、当署といたしましても、さまざまな機会をとらえ、引き続き周知、広報を行うとともに、貴連合会と緊密に連携し、キャッシュレス納付の利用推進を行ってまいります。

さて、国税庁では、規制改革実施計画を受け、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しています。令和3年7月より導入されました納税証明書交付請求の新サービス「オンライン請求(PDF)」は、税務署に向くことなく、お手持ちのパソコンからオンライン請求を行うことで、オフィスや自宅等のプリンタから書面の納税証明書の取得が可能となっております。一時に大量の納税証明書を請求される方や、定期的に納税証明書を請求される方にとって、大変利便性の高いものとなっておりますので、こちらにつきましても、まずは、ひとりでも多くの納税者の方々に認識していただき、ご利用していただくことを目標に務めてまいります。

貴連合会におかれましては、会員の皆様に対し、広く周知・広報にご協力いただくようお願いいたします。

最後になりますが、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

東京都足立都税事務所長 高野 真理



仲秋の候、足立納税貯蓄組合連合会の組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年4月に東京都足立都税事務所に着任いたしました高野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

八木澤会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様には、日頃より東京都の税務行政に格別のご支援とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様には、納税貯蓄組合活動を通じて、口座振替制度等納期内納税の推進をはじめ、広報、イベント等の開催による納税意識の啓発、更には「税についての作文」を通じた租税教育の推進など、東京都の税務行政に多大なご協力を賜っているところでございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、感染力の強い変異株にその形を変えながら猛威を振るっており、第7波の流行が継続し今なお収束には至っておりません。また、ウクライナ危機の影響や円安の進行に伴う物価高騰等、都民生活や事業を取り巻く環境も一層厳しさを増しております。

直面するこれらの困難を乗り越えるため、都は中小企業者等への支援や生活への支援など東京都の経済・都民生活を守る取組や、更なる省エネ・再エネ等に向けて事業者及び家庭向けの支援を推進して参ります。また、新型コロナウイルス感染症対策では、受入医療機関の拡充やワクチン接種の促進、高齢者施設等への集中検査の実施など、医療提供体制の強化・充実と感染の収束へ向けた取組を進めているところでございます。さらに、ポスト・コロナを見据え、デジタルの力で都政の仕事を大きく転換するいわゆる「都政の構造改革」にも、引き続き取り組んで参ります。

これら様々な施策を財政面から支える礎はいうまでもなく都税でございます。生活や事業を取り巻く環境が厳しい状況にあっても、納税者の皆様が納得して税を納めていただけるよう、私ども都税事務所は今後も適正かつ公平な賦課徴収と丁寧な説明に努めていく所存でございます。また、納税のキャッシュレス化や申告・申請の電子化など税務行政のデジタル化の推進により納税者の皆様の利便性の一層の向上に努めて参ります。

こうした税務行政の推進にあたりましては、皆様の真摯なお力添えが不可欠であります。今後とも、都の税務行政の良き理解者として、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、組合員の皆様のご健勝、ご繁栄を心よりお祈り申し上げ、着任のご挨拶といたします。

第66回定時総会

令和3年度事業経過報告

自令和3年4月1日

至令和4年3月31日

足立納税貯蓄組合連合会は、昭和26年に納税貯蓄組合法が施行されてから、昭和30年の創設以来、納税貯蓄組合の基本目標である期限内完納の確立を目指してその活動を継続して来ました。

本年度は、納貯法施行70周年・東総連創立65周年の記念すべき年であり、足立納税貯蓄組合連合会としては、その取り組みの中心は、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進と口座振替制度の利用拡大であります。納貯組合創設時の基本目的である納税資金の備蓄等の促進を図り、主要事業である作文募集や、広報活動事業の一環の「あだち区民まつり」での振替勸奨や電子申告の利用促進などの事業はコロナの影響により中止となり、計画通りに実施することが出来ませんでした。

また、昨年12月22日に実施した「中学生の一日税務署長」については、2名の生徒さんが出席し署長任命式を行い、署内の各部署を見学して、各部門の統括官より仕事の概要について説明を受け、後に懇談会を開催し意見の交換を行いました。

中学生の「税についての作文」募集活動につきましては、平成20年度より国税庁と全国納税貯蓄組合連合会との共催となり、毎年多くの応募がありますが、今年度は2,224編の応募となりました。

次に、重点事業である自主納付を推進するための活動については、税理士会足立支部主催の区役所相談会場に於いて役員が参加し、振替勸奨の活動を行いました。

さらに、納税道義の高揚並びに納連PRのため、例年実施しています「あだち区民まつり」での活動は、コロナの影響により中止となり、同様に5月に北千住駅頭にて広報活動として都税の「振替推進キャンペーン」も中止となりました。

足立税務協力六団体協議会は、12月9日に足立税務署署長の発案により、キャッシュレス宣言式を実施しました。

また、青年部、女性部の活動に関しても、残念ながら昨年と同様に行うことが出来ませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、不要不急の外出や、会合等を控えるように通達があり、緊急役員会を開催し協議した結果、総会等の開催は中止し、総会資料と返信ハガキにて、書面決議による総会とする事に決定致しました。

また令和4年度の賛助会費等については、後日改めてご協力をお願い致しますので、何卒、宜しくお祈り申し上げます。

第66回定時総会(2)

令和3年度事業経過報告

年	月	日	事業名	担当部門	事業内容	実施場所
3	4	15	納連会計監査	会長	令和3年度会計監査	八木澤会計事務所
3	4	27	常任役員会	会長	作文打合せ	足立税務署
3	5	11	都税キャンペーン	会長	北千住駅頭 振替推進キャンペーン中止	北千住駅前
3	5	12	足立納連	会長	第65回定時総会中止	
3	5	13	東総連正副会長会	会長	今後の対応打合せ	上野精養軒
3	5	25	組合長会議	会長	中止	足立税務署
3	6	2	足立区教育長面談	会長	中学生作文協力をお願い	足立区役所
3	6	8	作文審査会	会長	足立区役所と審査打合せ	足立税務署
3	6	10	作文審査会	会長	資料配布	中学校19校
3	6	11	税務協力6団体協議会	会長	会計報告	足立税務署
3	6	17	東総連総会	会長	ニ総会	上野精養軒
3	7	16	組合長会議	会長	今後の対応について	足立区役所
3	7	30	東総連正副会長会	会長	中学生作文、今後の対応について	上野精養軒
3	8	2	税務協力6団体協議会	会長	コロナの対応について	足立税務署
3	8	11	中学校作文	会長	作文依頼	中学校19校
3	9	21	作文審査会	会長	中学生作文審査会	足立税務署
3	9	27	東総連作文審査会	会長	" " "	上野精養軒
3	10	4	"	会長	" " "	上野精養軒
3	10	19	税務協力6団体協議会	会長	「税を考える週間」行事打合せ	足立税務署
3	10	28	作文表彰式	会長	作文署長表彰中止	足立税務署
3	11	11	税務協力6団体協議会	会長	「税を考える週間」報告	足立税務署
3	11	12	東総連会議	会長	中学生作文審査会	上野精養軒
3	11	24	作文表彰式	会長	全体作文表彰式中止	足立区役所区民ホール
3	12	2	正副会長会	会長	確定申告対応打合せ	足立税務署
3	12	3	作文表彰	会長	東総連会報を中学校へ配布	中学校19校
3	12	9	税務協力6団体	会長	キャッシュ宣言式	足立税務署
4	1	6	常任役員会	会長	新年あいさつ	足立税務署
4	1	11	新年挨拶廻り	会長	足立税務署挨拶廻り	足立税務署
4	1	17	税務協力6団体協議会	会長	中止	足立税務署
4	2	1~4	確定申告	会員	足立区役所確定申告受付応援	足立区役所
4	3	1~15	"	税理士部会	確定申告振替納税勸奨	足立税務署

第66回定時総会(3)

令和4年度事業計画報告

令和4年度事業計画

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

足立納税貯蓄組合連合会は、基本目標である納期内完納の確立を目指して、納税道義の高揚を基調に納税資金の備蓄と口座振替制度の利用拡大を主な活動の基本とする。

1、活動の重点

新型コロナウイルス感染症は、世界中に深い爪痕を残しながら拡大の一途をたどり、新たな変異株が出現するなど、発生から丸三年を経た今日も収束の見通しは立っていない。

今年の我が国並びに東京都の税収も、パンデミックと不安定な国際情勢という未曾有の危機に直面する中で大きな影響を受けることが予想される。

このような時期であればこそ、納税貯蓄組合にも、創意工夫に基づいた活動が求められる。足立納税貯蓄組合連合会は、各協力団体とより一層の連携を深めながら、時代の要請に応える新しい活動の在り方を考え、取組みを推進していく必要があると考える。

租税教育である中学生の「税についての作文」については、最重点事業の一つに位置づけ、昨年度も新型コロナ禍の中でも多くの応募を得るなど大きな成果を上げている。

さらに、昨年度から各地域で取り組んでいるキャッシュレス納付は社会全体のデジタル化を通して、国民や企業の利便性向上を図る有意義な施策である。

令和4年度においては、従来の口座振替納税制度を利用した納付に加え、ダイレクト納付やインターネットバンキングからの納付、クレジットカードによる納付、スマートフォンの決済アプリによる納付など、多様なキャッシュレス納付の普及・拡大に向けたPR活動に積極的に取り組んでいく。

また、こうした活動を幅広く展開していくためには、組織の再構築が不可欠との認識の下に、一昨年から「青年部・女性部の情報連絡体制の整備」の一環として、情報連絡窓口を明確化などに取り組んできた。本年度も次世代を担う青年部・女性部の強化を意識した納税貯蓄組合づくりを念頭に組織の強化を図っていく。

- (1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進
- (2) キャッシュレス納付の推進
- (3) 正しい税知識の普及と納税思想の高揚
- (4) 租税教育活動の推進
- (5) 組織の活性化と財源基盤の確立
- (6) 青年部、女性部の増強と拡充
- (7) e-Tax、eLTAX 及び電子納税制度の普及推進

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協調

2、具体的活動

(1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進

口座振替による期限内納付を図ることは、正に納税貯蓄組合の主体活動であり、組合員はもとより広く納税者に対し振替納税制度の普及拡大に努める。

また、昨今の経済情勢を反映して、国、地方を問わず税の滞納発生が異常な状態にあることから、滞納になりやすい消費税と自動車税を重点とした期限内納税の推進に重点をおいた活動を展開しつつ、個人住民税特別徴収制度の周知のための広報活動も合わせて行う。

- ・確定申告期における「振替」コーナーへの従事
- ・「あだち区民まつり」における広報
- ・都税の「振替推進キャンペーン」での普及拡大

(2) キャッシュレス納付の推進

令和4年度、足立納貯連では、従来の口座振替納税制度を利用した納付に加え、ダイレクト納付やインターネットバンキングからの納付、クレジットカードによる納付、スマートフォンの決済アプリによる納付など、多様なキャッシュレス納付の普及・拡大に向けたPR活動に積極的に取り組んでいく。

(3) 正しい税知識の普及と納税道義の高揚

税に対する良き理解者、協力者の拡大を図るため、ニーズに応じた正しい税知識の普及と納税思想の高揚等の啓発活動を積極的に展開する。

- ・会報「足立納貯連だより」の発行
年2回発行予定(9月、1月)
- ・組合長会議の開催
年2回開催予定(8月、1月)

「税を考える習慣」行事への参加(11月)
税務研修会、税務署長を囲む座談会の開催等

(4) 租税教育活動の推進

少子高齢化社会の到来に鑑み、時代を担う青少年に対する租税教育の重要性は、一段と高くなっており、従来から当連合会が最重要事業として取り組んでいる、中学生に対する「税についての作文」の募集活動を積極的に推進する。

優秀作文の表彰式の実施及び展示並びに作文集の作成配付

(5) 組織の活性化と財政基盤の確立

充実した納税貯蓄組合活動を推進するためには、組織の活性化と財政基盤の確立が極めて重要であることから、役員相互の連携を深め指導体制の強化に努めるほか、組合員の増強と自主財源収入の安定的確保を図る。

(P 6へ続く)

(P5から続く)

- ・納税貯蓄組合未組織団体などへの加入勧奨
- ・組合員名簿の作成
- ・納税貯蓄組合賛助会員の拡充
- ・納貯共済保険の加入拡充
- ・新規会員の加入勧奨

(6) 青年部・女性部等の増強と充実

今後の納税貯蓄組合を維持、発展させていくためには、事業活動の中核となる 青年部・女性部員の増強と自主的活動を推進していくことが極めて重要である。

この認識のもと、バス研修旅行や趣味等を通じた組織の拡大に向けて、当連合会の活力源である両部の増強と充実に引き続き努める

- ・定例役員会の開催
- ・部員相互の親睦を図るためのバス研修旅行等の実施
- ・各種事業実施時における部員の加入拡大
- ・新規会員の加入勧奨

(7) e-Tax・eLTAX 及び電子納税制度の普及推進

政府を挙げて取り組んでいる電子申告・納税制度の普及のため、事業活動を通じ推進・PRに努める。

・e-Tax、eLTAX 及び電子納税制度の普及推進事業の展開

・e-Tax、eLTAX 及び電子納税制度についての研修会の実施あだち区民まつり等での e-Tax 及び eLTAX の PR 活動の展開

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協調

各税務機関の指導を仰ぎつつ、上部団体や他の税務関係団体と常に連携を保持し、特に金融機関に対しては一層の協調体制の確立に努める。

- ・税務当局との懇談会等の開催、出席
- ・城東地区協議会への出席
- ・金融機関との打合せ会の開催
- ・友誼団体との会合における積極的な意見交換

第1回常任理事会および組合長会議開催される

7月20日(水)、足立税務署2階大会議室において、今年度第1回常任理事会並びに組合長会議が行われ、第65回定時総会の報告及び今年度の行事予定につき、次のように決定いたしました。

八木澤会長の挨拶に続き、以下の通り議事に入りました。

議事

- 1、一般議事事業経過報告などは議事録参照
- 2、今後の主な行事

①中学生の「税についての作文」審議及び表彰について・審査会を9月16日(金)、優秀作品表彰式 今年未定。②あだち区民まつり・今年未定。③「税を考える週間」行事

- (1)署長を囲む座談会未定、(2)合同税務研修会未定。

足立税務署新任署長及び幹部との名刺交換会

令和4年7月20日(水)午前10時より足立税務署共用会議室にて行われた。

八木澤会長の挨拶に引き続き、新任の松井史浩署長より、次のようなお挨拶がありました。

足立納税貯蓄組合連合会の役員の方々には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでいただき、特に金融機関と連携を図り、他の模範となるべき消費税積立預金等の商品化等により、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取組により、昨年度も足立税務署管内19の中学校から多数の応募があり、今後においても、皆様方と力を合わせて作文募集事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、昨年は、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、貴連合会におかれましても、キャッシュレス納付共同推進宣言をしていただきました。国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利になっておりますので、当署といたしましても、さまざまな機会をとらえ、引き続き周知、広報を行うとともに、貴連合会と緊密に連携し、キャッシュレス納付の利用推進を行ってまいります。

そしてこれからも納連の皆様のご協力をご依頼されました。

続いて、参加者全員と名刺交換をしました。

(3)足立税務署納税表彰式未定となりました。④その他 青年部・税理士部会、女性部会は中止。⑤東総連城東地区協議会未定。⑥11月下旬以降、一日税務署長体験(中学生税についての作文優秀受賞者による)未定。

- 3、各税務機関からの連絡事項がありました。

中学生の「税についての作文」審査会開催予定

令和4年9月16日(金)足立税務署4階共用会議室にて開催予定。

自:令和4年4月1日 至:令和5年3月31日

令和4年度 専門部別事業の年間予定表

Table with columns for Department (e.g., 総務部, 指導部, 広報部), Month (4-12), and Summary (摘要). It lists various activities and their scheduled months.

Advertisement for Tokko (東興運輸有限会社) and Taiyoda Insurance Office (大谷田保険事務所). Includes logos and contact information.

Advertisement for Maruichi Real Estate (丸善不動産). Features the slogan '親切本位' and lists services like land, building, and management.

国税コーナー



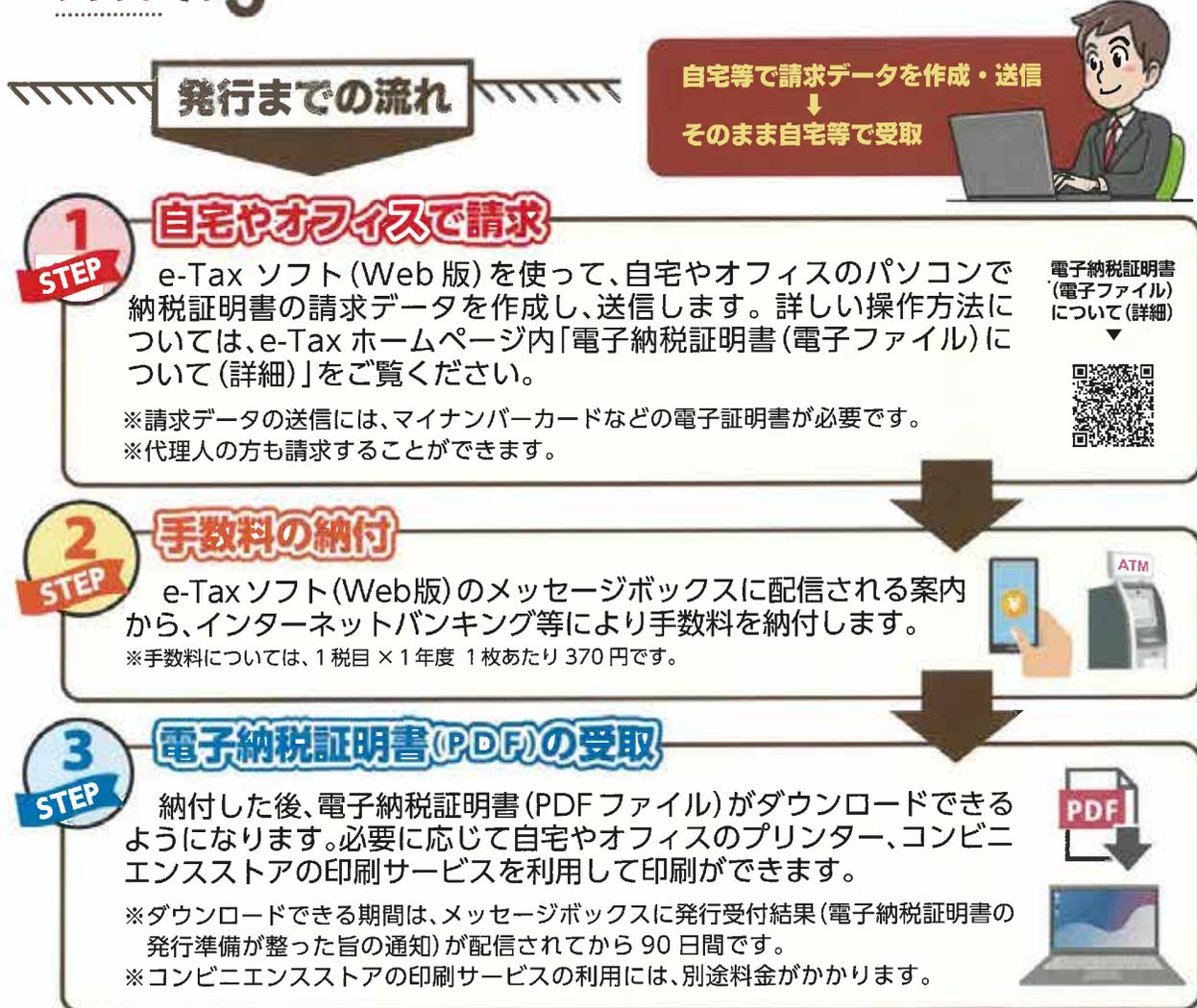
電子納税証明書(PDF)が とても便利です!

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください!

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます!

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)!
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます!





他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1
STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です)

2
STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。

3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

4
STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダーライタの購入が必要です。
 ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
 ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

都税コーナー

東京都主税局ホームページ
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

対象の固定資産	要件																		
償却資産	下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの ○生産、販売活動等に直接使用する設備であること ○中古資産でないこと <対象設備> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低取得価格</th> <th>販売開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>工具（測定工具・検査工具）</td> <td>30万円以上</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>30万円以上</td> <td>6年以内</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備※</td> <td>60万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>120万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> </tbody> </table> ※償却資産として課税されているものに限る。	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期	機械及び装置	160万円以上	10年以内	工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	建物附属設備※	60万円以上	14年以内	構築物	120万円以上	14年以内
設備の種類	最低取得価格	販売開始時期																	
機械及び装置	160万円以上	10年以内																	
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内																	
器具及び備品	30万円以上	6年以内																	
建物附属設備※	60万円以上	14年以内																	
構築物	120万円以上	14年以内																	
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○生産、販売活動等に直接供する家屋であること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること ○新築であること																		

適用期間

○償却資産（構築物を除く）は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。
 ○事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
 ※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

（償却資産については償却資産班、事業用家屋については固定資産税班）

主税局 生産性革命

検索



地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

www.ayadigi.jp

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売
製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に
必要な検査台、検品台等の設計製作

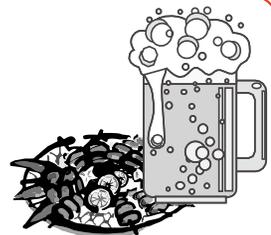


アヤセ・デジタルクリエイト

〒340-0054 埼玉県草加市新善町 206
Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017
mail to: toiawase@ayadigi.jp

和食館
ぐれーぷ

葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F
TEL.03(3620)1272

区税コーナー

足立区ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

☆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください☆

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。

口座振替にしますと、ウっかりした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。もちろん、ゆうちょ銀行も利用できます。組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

なお、特別徴収の特別区民税・都民税と軽自動車税(種別割)は、口座振替の対象外です。

◎申し込み方法

預(貯)金通帳、通帳の印鑑、納税通知書または納付書をお持ちください。

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所の窓口

※ 預(貯)金口座のある区外の金融機関や郵送でのお手続きを希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

◎申込受付日と振替開始月

申 込 日	振 替 開 始 月	振 替 日
12月12日まで	1月(第4期分)	1月31日

※ 令和4年度第1期分、第2期分、第3期分、1年前納分の受付は終了しました。

【問合せ先】 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

耳より情報 特別徴収の区民税の納付には「共通納税システム」が利用できます！

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、令和元年10月からeTAXを活用した納税システム「共通納税システム」が全国の自治体で稼働しています。

詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

- ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・電話 0570-081459 又は 03-5521-0019

☆復興税(特別区民税・都民税の均等割額の増額)☆

国の法律を受け、平成26年度から令和5年度までの10年間、区内の防災機能の向上を図るため、特別区民税と都民税の均等割額をそれぞれ年間500円増額しています。この復興税を財源とする、橋の補強、公園への防災対策設備の設置、建築物耐震化促進などの区内の防災や減災のための事業は、平成24年度から平成27年度にかけて先行して実施しています。

【問合せ先】 課税課庶務係 TEL 3880-5847

☆軽自動車税(種別割)の納税と届出☆

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、軽自動車やバイクを所有している方が納める税金です。納期限は、5月31日でしたが、納税がまだお済みでない方はお早めに銀行・郵便局・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所でお納めください。

【問合せ先】

納税については **納税課滞納整理第一係 TEL 3880-5236**

廃車等の届出については **課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848**

※ 登録・変更手続きと問合せ先は、下の表のとおりです。

車種	登録・変更手続きと問合せ先
原動機付自転車(排気量125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(フォークリフト等)・ミニカー	足立区中央本町1-17-1 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848(直通)
軽二輪車(排気量125cc超~250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(排気量250cc超のバイク)	足立区南花畑5-12-1 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 (足立車検場) TEL 050-5540-2031
軽四(三)輪自動車	足立区宮城1-24-20 軽自動車検査協会足立支所 TEL 050-3816-3102

☆特別徴収義務者の皆様へ☆



個人住民税の特別徴収にご協力ください!



特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税者)に代わり毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

東京都62区市町村では、原則すべての事業者を特別徴収義務者に指定しています!

特別徴収義務者に指定された事業者へは
特別徴収税額通知書をお届けしています。
特別徴収の事務運用をよろしくお願いします。
 税額通知書の見方については、足立区公式ホームページをご参照ください。
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/ze/tokutyouseituu-mikata.html>

- 給与から差し引いた住民税は、翌月10日までに納入をお願いします。(納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日)
- 変更の特別徴収税額通知書が届いたら給与からの差引金額を変更してください。
- 特別徴収対象の従業員が退職や休職などにより給与の支払いを受けなくなったときは、「給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。(翌月10日までの提出が法令で定められています。)※「給与所得者異動届出書」は「特別徴収税額通知書」に同封の「特別徴収のしおり」の中にあります。足立区公式ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ先】 課税課課税第一係~課税第四係

TEL 3880-5418、3880-5230・5231・5232

緩衝材の加工・販売

株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061
 足立区花畑2-13-34
 TEL.03-3883-4503
 FAX.03-3850-0660

各種ゴム製品・総合メーカー

ASAII (株)浅井ゴム製作所

本社・工場
 〒124-0001東京都葛飾区小菅3丁目19番12号
 TEL. 03-3603-9311 FAX. 03-6662-5988

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

**多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！**

**早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！**

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

税金のご相談は、税理士部へどうぞ！

(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住 2丁目 32
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住 3丁目 5番
第2小寺ビル 6F
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6
マンション釜鳴 302号
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

八木澤会計事務所

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 足立区西綾瀬 2-18-15
TEL.03-3849-7141 FAX.03-3880-2940

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10
野中ビル 4B
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿
副会長・篠木公代



今年は6月後半から暑さが厳しくなり熱中症の危険が増す中、新型コロナウイルス感染症のあらたな変異株により感染が拡大し収束の兆しがみえません。

面のつけ方から始め、確定申告の書き方なども教えていただきました。

その後八木澤会長さんになり、またあらたに色々な事を学ばせていただきました。

さらに物価も上昇し日々の生活においても不安な毎日です。

これからも新しい署長さん、八木澤会長さんのもとで勉強させていただけることを心から感謝しております。

私が納税組合に入ったのは、小林元会長さんの時でした。右も左もわからない事ばかりで帳

編集後記

令和4年8月。新型コロナウイルス第7波が続いています。この感染症いつまで続くのでしょうか。日本全国では毎日のように過去最高の感染者を数え、東京都内では感染者が2万人から3万人を超える日が続いていて高止まりと言われています。特に若い世代の感染者が増えていることも心配です。9月からは子供たちの新学期が始まります。感染予防に注意し楽しい学校生活を送れることと一日も早くこの感染症が収まることを願っています。

「足立納貯連だより」では、国税・都税・区税のお知らせ等のほか、足立納貯蓄組合連合会の活動についても発信しています。近年「足立まつり」「総会」など中止やリモート開催される行事が多く思うような活動が出来ておりませんが、今後も会員みなさまにより親しんでいただけるような紙面を目指して広報活動を続けてまいります。ご意見・ご要望がございましたらお聞かせいただければ幸いです。

今年もまだまだ35度を超えるような暑い日が続いていて、熱中症で体調をくずされた方も多くいらっしゃいます。会員皆さまと共に暑さ対策・感染予防対策をしっかりと取り、早くこの事態が収まる事を願い、健康を保つ努力を続けてまいります。編集委員 A

発行所	足立納貯蓄組合連合会
発行責任者	会長 八木澤秀夫
編集者	相談役 渡辺好之
広報部長	副会長 浅井弘
印刷所	アヤセデジタルクリエイト

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税  **納税** 

店頭表示金利 **+0.10%** 上乗せ **定期積金** 

ご契約者さま専用の「消費税納税融資」を利用可能
*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

さらに 経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく『あだちせいわ経営情報レポート』を126種類をご用意しております。

 **足立成和信用金庫**